

川崎市宮前区選挙管理委員会告示第8号

令和7年7月20日執行の参議院神奈川県選出議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙における期日前投票所を設ける場所を、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項において読み替えて準用する同法第39条の規定により、次のとおり指定しました。

令和7年7月3日

川崎市宮前区選挙管理委員会

委員長 藤井 章 司

施設の名称	所在地	設置期間
川崎市宮前区役所 4階会議室	川崎市宮前区宮前平2丁目20番地5	7月4日から 7月19日まで
川崎市宮前区役所 向丘出張所	川崎市宮前区平1丁目1番10号	